

砺波市農業委員会 5 月総会議事録

開催日時 令和 6 年 5 月 7 日（火）午後 2 時

開催場所 砺波市役所 3 階 小ホール

出席した委員 26 名

1 番	西原 登	14 番	松浦 正一
2 番	堀田 敬三	15 番	飯田 輝一
3 番	吉田 一馬	16 番	飯田 真紀
4 番	柴田 泰利	18 番	土田 英雄
5 番	林 政樹	19 番	中村 栄克
6 番	前野 久	20 番	満保 雅春
7 番	石田 智久	21 番	今井 久人
8 番	嶋井 克之	22 番	松原 光雄
9 番	川邊 洋	23 番	黒田 英嗣
10 番	舘 和香子	24 番	山本 渉
11 番	樋掛 雅彦	26 番	源通 一郎
12 番	田嶋 和樹	28 番	片山 雅喜
13 番	森田 修	29 番	水野 勢津子

欠席した委員 3 名

17 番	亀永 理恵	27 番	齋藤 徹
25 番	小幡 直也		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4 名

事務局長	小西 啓介	主幹	大石 哲也	主事	深尾 芽生
農地調整専門員	林 憲正				
農業振興課	1 名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

付議案件

議事

- 1) 議案第4号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第6号 砺波市農用地利用集積計画（第132次）の協議に対し意見決定について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度・砺波市農業委員会5月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会 長 ご苦勞様です。農業委員としてみなさまには農地利用の最適化等、地域の農地に関わる活動に取り組んでいただいているところですが、その活動は活動記録簿へ記載することとなっています。3月にありました農業委員の研修会や県の農業委員会長会議等でも依頼がありましたが、活動記録簿は農業委員の活動を「見える化」することを目的とした重要なものです。記載忘れのないよう普段から農業委員としての活動を記録することを意識付けしていただきますようお願いいたします。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。ここで、ご報告させていただきます。
本日は、在任委員29名中26名の出席をいただいております。
従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。
この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。
それでは、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、議席番号21番今井久人委員・議席番号22番松原光雄委員にお願いいたします。
それでは議事に入ります。「議案第4号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書全件朗読)

番号 1 は、申請地に隣接した農地を所有する譲受人が一体として耕作するため所有権を取得するものです。

番号 2 は、譲受人が新たに取得する農地は、譲受人と譲受人の兄が従事する内容で農地利用計画書がまとめられており、実行性を確認しています。

いずれにおきましても、譲受人は、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第 4 号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 片山委員、どうぞ。

片山委員 2 番について、譲受人がどこかで畑作をしたいと思っていたところ、知人の譲渡人が申請地を所有していたこと、譲受人の母の実家が近くにあることから話がまとまったものです。農地の利用については譲受人とその家族が農作業を行う計画としています。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第 4 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 2 ページをお願いします。
今月の案件は、1 件でございます。

(議案書番号 1 朗読)

別添資料の「農地転用申請位置図」の 1 ページから 5 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は 10ha 以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第 1 種」になります。農地転用の許可基準は、「流通業務施設」に該当します。譲受人は、倉庫業・物流加工業など営む企業です。現在、業務の拡大に伴い、業務車両の待機場、荷下作業スペース等が不足していることから、申請地にて業務用用地を整備します。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第 5 号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 譲受人は現在業務拡大により事業用用地が不足している状態です。譲受人が業務を行う倉庫が立ち並ぶ区画の向かいにあり、業務用車両の待機や荷下ろし作業等を行ううえで利便性の高い申請地において敷地を確保する計画です。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第 5 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第 6 号 砺波市農用地利用集積計画・第 132 次の協議に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 3 ページから 5 ページをお願いします。
こちらは、貸し手と借り手が直接契約する相対の利用権設定になります。本市では年 3 回この申出を受付しており、今回は 3 月末締切分です。貸し手 14 名、借り手 10 名、46 筆、約 7.9ha の申し込みがありました。5 月末に公告を予定しています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第６号」につきまして、
ご質問等がありましたら、挙手願います。

（「なし」の声あり）

議 長 　ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第６号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議 長 　挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第１号から報告第２号について、事務局より説明願います。

事 務 局 　（報告第１号・第２号説明）

議 長 　ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 　ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせて
いただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

（閉会 １４：３０）